

益田市空家等対策審議会条例

平成30年7月3日 条例第37号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成に関する審議等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として、益田市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 空家等対策計画の対策の実施に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総務する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設部建築課において処理するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。